平成２３年（フ）第１２８７５号
東京都品川区豊町４丁目17―20―201
債務者　佐々木理惠子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２９１７号
東京都目黒区碑文谷２丁目12―８
債務者　林　　雅彦
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０号
静岡県富士市横割４丁目６番12号、前住所静岡県富士市田子423番地
債務者　舛田　利彌
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２０２号
沖縄県沖縄市上地４丁目４番７号　トップハイツ102号室
債務者　梅元　佑輝
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２２６１号
横浜市神奈川区泉町16番地６　第一大津屋ビル３－Ａ
債務者　中江　克彦
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９３１号
東京都八王子市鑓水２丁目81番地１―1102
債務者　關本　　至
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０３６号
東京都小平市小川西町５丁目４番12号
債務者　三宅奈央子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０７５号
東京都八王子市中野上町１丁目９番17号
債務者　小林　主佳
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１８６号
埼玉県新座市新座３丁目５番８―509号
破産者　池上　正男
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４２７号
埼玉県新座市東北１丁目８番20号　サンライズヒルズ103号室
破産者　正木　　宏
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６１８号
さいたま市見沼区大字東門前１番地２　656
破産者　桑原　秋子
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６１９号
埼玉県蓮田市大字閏戸2993番地５
破産者　桑原　　慶
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７８４号
埼玉県桶川市大字川田谷2730番地の187　青木マンション302号
破産者　斉藤　祐一
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７９０号
埼玉県川口市芝新町13番12号　玉川ハイツ206号
破産者　樋口けさみ
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８１７号
さいたま市大宮区桜木町２丁目504番地
破産者　五十田幸司
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８７号
千葉県富津市下飯野223番地
破産者　牧野　ふぢ
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１１３号
千葉県東金市西福俵107番地35
破産者　深田　慶三
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１９６号
千葉県市原市椎津601―２、開始決定時の住所千葉県君津市南子安４丁目34番33号
破産者　北村　則彦
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部